

尾道市職員措置請求書

2025（令和7）年8月19日

〒730-0013

広島市中区八丁堀5番22号 メゾン京口門202号

法律事務所八丁堀法律センター（送達場所）

TEL082-227-6501 FAX082-211-2822

請求者ら代理人弁護士 山 田 延 廣

同 弁護士 工 藤 勇 行

尾道市監査委員 殿

地方自治法242条1項の規定により、別添のとおり事実証明書を添付の上、必要な措置を請求する。

第1 当事者の表示

請求者ら 別紙請求者目録のとおり

第2 請求の要旨

- 尾道市長は、尾道みなと小学校の新校舎建築のための一切の費用を支払ってはならない。
- 尾道市長は、尾道みなと中学校の新校舎建築のための一切の費用を支払ってはならない。

第3 請求を求める理由

1 請求者ら

請求者らは、いずれも尾道市に住所を有する者らである。

2 請求の対象となる機関または職員の行為

(1) 対象となる機関の行為

尾道市長が行う尾道みなと小学校の新校舎建築についての請負契約書の締結及び同契約による工事費の支払行為の差し止め、並びに尾道みなと中学校の新校舎建築についての請負契約書の締結及び同契約による工事費の支払行為の差し止めである。

(2) 監査の必要性

ア 設計終了までの経緯

尾道市議会は、2023（令和5）年9月議会にて、尾道みなと小学校（久保、長江、土堂小学校の3校を統廃合したもの）の新築事業33. 1億円、尾道みなと中学校（久保、長江中学校の2校を統廃合したもの）の新築事業31. 5億円、合計64. 6億円の事業における基本実施設計予算を可決した（甲1）。

基本実施設計発注後、尾道市教育委員会は、2024（令和6）年7月19日の議員説明会において、総床面積の縮小等により尾道みなと小学校31. 9億円、尾道みなと中学校29. 3億円、合計61. 2億円の規模となる、と説明した（甲2）。

2024（令和6）年度に地質調査を含む基本実施設計を終了している（甲3の1、2）。

イ 施設整備工事事業開始までの経緯

尾道市議会は、2025（令和7）年3月、2025（令和7）年4月に施設整備工事に着手するために、尾道みなと小学校校舎建築工事請負費総額を32億円、このうち2025（令和7）年度工事請負費288, 000千円（残額は、2026（令和8）年度）、及び工事監理費総額45, 300千円のうち、2025（令和7）年度工事監理費13, 600千円（残額は、2026（令和8）年度）、並びに尾道みなと中学校校舎建築工事請負費総額26億円、このうち2025（令和7）年度工事請負費234, 000千円（残額は、2026（令和8）年度）、及び工事監理費総額40, 000千円のうち、2025（令和7）年度工事監理費12, 000千円（残額は、2026（令和8）年度）の予算を

可決した。

これにより、尾道みなと小学校及び尾道みなと中学校新築は既定の事実となった。小中あわせた総事業費は基本実施設計費及び地質調査業務費を含めると、62.0億円となる。

ウ 他に財政負担を軽減させる方策があること

しかしながら、以下述べるように、尾道みなと小学校に関しては、既存の旧久保小学校を改修して利用した場合の総事業費は15.8億円、中学校に関しては、既存の旧久保中学校を改修した場合の総事業費は13.9億円であり、合計29.7億円で済む（甲4）。

すなわち、現在の尾道みなと小学校及び尾道みなと中学校ともに新校舎建築とする計画は、既存の旧久保小学校及び既存の旧久保中学校を改修して利用した場合に比べ、総事業費にして32.3億円もの超過支出となり、以下述べる今後の新校舎利用の実体からも無駄であって、尾道市に多大な損害を与えることとなる。

エ よって、請求者らは、「請求の要旨」記載の措置を求めて、監査請求をなすものである。

3 この度の監査請求に至った経緯

（1）第1回監査請求

ア この度の請求者らのうちの一部の請求者は、2024（令和6）年5月8日、久保、長江、土堂小学校の統廃合による新校舎建築、及び久保、長江中学校の統廃合による新校舎建築にかかる一切の費用の差止を求め、貴監査委員に対し、住民監査請求を行った（以下、「第1回監査請求」という。）。

イ 貴監査委員は、この第1回監査請求に対して、2024（令和6）年7月1日、①設計業務委託契約により生じる公金の支出については、市教委の決定に裁量権の濫用又は逸脱はないとして棄却したが、②新校舎建築工事契約の締結及び同契約により生じる公金の支出については、本件請求時において、「当該行為がなされることが相当な確実さをもって予測される場合とは認められない」とし、不適法・却下とした。

ウ そして、貴監査委員は、あえて「第5 意見」の項目を設け、「新校舎建築に当たっては、開校準備委員会等での意見を尊重しつつ、中長期的な活用方法についても十分検討の上、適正な施設規模となるよう進めていただきたい。」と述べ、新校舎建築について、慎重な対応をするよう尾道市に対し注意喚起をしていた。

エ そのため、第1回監査請求を行った請求者らは、その後の尾道市の対応を見守ることとした。

(2) 宮本佳宏教育長の虚偽答弁

ア ところが、2024（令和6）年9月4日、第3回尾道市議会定例会の一般質問において、山根基嗣議員が「住民監査請求が出ておりました。住民監査請求では、既存の小学校を改修した場合は14億5,000万円、中学校の場合は12億8,000万円、合計27億3,000万円と試算していますが、この試算に対してどのような答弁をするのか、答弁をお願いします。」と質問をしたところ、宮本佳宏教育長は、「住民監査請求で示されている改修費についてでございますが、請求者の算定した事業費の試算においては、校舎の躯体の状況が良好であることを前提に試算されたものであり、教育委員会と見解が異なっているものと考えております。」と答弁をした（甲5）。

イ ここで述べられている「住民監査請求」とは、上述した第1回監査請求のことであるところ、第1回監査請求において示した改修費の試算は「校舎の躯体の状況が良好であることを前提に試算されたもの」ではなく、この度と同様に、良好でないことを前提に、耐震補強工事の必要性を述べ、それを前提に改修費を試算していた（甲4、第1回監査請求・甲19）。

すなわち、宮本佳宏教育長は、山根基嗣議員の質問に対し、第1回監査請求において示された改修費の試算は「校舎の躯体の状況が良好であることを前提に試算されたもの」と虚偽答弁をし、旧校舎利用を検討させないようにするために、尾道市議会を欺いたのである。

しかも、宮本佳宏教育長はかかる答弁を撤回することではなく、また、修正すらしなかった（甲6、7）。

ウ 結果、その後の尾道市議会においては、尾道みなと小学校及び尾道みなと中学校の校舎については、旧校舎利用が議論されることはなく、新校舎建築の一択となってしまった。

そのため、この度、1778名もの尾道市民が、旧校舎利用の再検討を求めて本請求の請求者となつたのである。

(3) 既存校舎利用に要する費用試算

ア 繰り返すが、請求者らは、旧校舎の利用について、「校舎の躯体の状況が良好であることを前提に試算」などしておらず、既存旧久保小学校及び既存旧久保中学校それぞれの建物の老朽化や耐震化工事の状況を踏まえたうえで、新しい学校として使用するために必要な改修を行った場合の事業費を積算（2025（令和7）年3月単価）した結果、旧久保小学校改修事業費は15.8億円、旧久保中学校改修事業費は13.9億円、合計29.7億円と計算され、既存建物の改修は新築と比べ、総事業費にして32.3億円節減できると試算している（甲4）。

イ 更に言えば、国土交通省が2025（令和7）年5月に公表している建設工事費デフレーター（甲4）によると、2025（令和7）年3月時点では、すでに2023（令和5）年9月に比べ、8.7%上昇しており、この傾向はさらに加速するおそれがある。

ウ このため、この度の予算案通りで新校舎が建築できる可能性は極めて低いといえる。建設工事費が急騰すると、新築であれ改修であれ、同様に経費規模は拡大するが、そうなると、算定根拠額の差額はさらに拡大することとなる。ちなみに、既に多くの公共または公共に準じる計画において中断または中止が全国で相次いでいる現状となっている（甲8）

エ なお、旧久保小学校校舎の利用について、宮本佳宏教育長は、2023（令和5）年12月定例会で、「旧久保小学校…の跡地の活用についてでございます。校舎については、耐震性がないことに加え、…老朽化が進んでいることから、教育委員会といたしましては、耐震化して活用することは困難であると考えております。」と答弁している

が（甲9）、これは、市教育委員会自体が旧久保小学校校舎の耐震診断の結果を踏まえ耐震化実施設計を完了していること、つまり、耐震化は可能であると判断していた事実（甲10）を無視した虚偽答弁である。また、旧久保中学校校舎についても「久保中学校を大改修した場合の費用についてでございますが、仮校舎の整備や管理教室棟の改築を含め、約19億円と試算しております。」と答弁しているが、そもそも仮校舎は不要であり、試算の根拠とする積算経緯は明らかにしているない（甲11、甲12）。

オ ところで、この度の小・中学校の統廃合、そして新校舎の建築は、各学年複数学級を維持することを目的に掲げているが、尾道市教育委員会もすでに新築校舎利用開始時に複数学級を維持できない学年が2学年は発生することを認めている（甲2）。

更に、現状ですでに、遠距離通学をきらい、住所を隣接学区へ移すなどの動きもみられている。

尾道市（尾道市教育委員会）においては、尾道市民の通学意向調査も実施しておらず、新校舎利用開始時から空き教室が発生する過大規模の校舎建築となっている疑念すらある。

このように将来的に不相応な新校舎建築となる可能性がある計画は、今一度検討し直すべきである。

第4 結論

よって、「請求の要旨」記載の決定を求める。

証 拠 方 法

- 1 甲第1号証 令和5年第4回尾道市議会定例会（9月）議案集（1）
- 2 甲第2号証 7月19日（金）議員説明会資料 施設整備について
- 3 甲第3号証の1、2 令和7年度主要事業シート
- 4 甲第4号証 尾道市久保中学校区・長江中学校区における小中学校施設

に係る事業費の概算と財源

- 5 甲第5号証 令和6年第3回9月定例会9月4日議事録
- 6 甲第6号証 尾道市議会令和6年第3回定例会9月4日一般質問に対する答弁の修正申し入れ
- 7 甲第7号証 令和6年12月23日付申入れについて（回答）
- 8 甲第8号証 事業費高騰による公共施設の事業見直し事例
- 9 甲第9号証 令和6年第5回12月定例会12月4日議事録
- 10 甲第10号証 久保小学校、長江小学校、土堂小学校における耐震診断及び実施設計業務の経緯（2019（令和元）年12月尾道市教育委員会作成）
- 11 甲第11号証 令和5年第6回12月定例会12月8日議事録
- 12 甲第12号証 久保・長江中学校区の学校再編について 第4回議員説明会
- 13 甲第13号証 尾道みなと小学校、尾道みなと中学校建築工事入札結果

添付書類

- 1 甲1～甲13 各 1通
- 2 委任状 1778通

以上